

横浜市内大学間単位互換協定 國學院大學 単位互換科目履修に関する要項

対象：令和8年度後期 1・2・3年生（4年生出願不可）

1. 趣 旨

「横浜市内大学間単位互換協定」は、学術・教育の交流を図ることを目的として横浜市内在の大学で組織されている「横浜市内大学間学術・教育交流協議会」において、横浜市内の大学が相互に協定を締結し、これらの大学に在籍する学生が、他の大学の授業科目を履修し、そこで修得した単位を、その学生が所属する大学の単位として認定するものです。現在、本学を含め、下記の12大学間で単位互換を実施しています。

2. 参加大学一覧

神奈川大学、関東学院大学、國學院大學、鶴見大学、桐蔭横浜大学、東京都市大学、東洋英和女学院大学、フェリス学院大学、明治学院大学、横浜国立大学、横浜商科大学、横浜市立大学

3. 本学ホームページ：<https://www.kokugakuin.ac.jp/student/tuition/p7-2>

4. スケジュール(要項公開)

- ・募集要項の閲覧 ⇒ 6月23日(火)より上記ホームページで募集要項を公開いたします。
- ・出願・登録期間 ⇒ 6月23日(火)～6月29日(月)12時50分
渋谷キャンパス教務課 窓口提出もしくは郵送午前必着
所定の出願・登録書類1枚(様式1・2本学ホームページよりダウンロード)に必要事項を記入し、写真(4cm×3cm、1大学につき2枚。裏面に学籍番号・氏名を記入すること)とともに、教務課(渋谷キャンパス)窓口もしくは郵送にて提出
※送付先 〒150-8440 東京都渋谷区東4-10-28 教務課単位互換担当 宛
- ・受入決定 ⇒ 書類提出後に、出願先の大学より受入可否が本学に通知されます。
出願者本人へは本学から受入可否及び受講案内(受入可の場合)を連絡します。
- ・受講 ⇒ 履修生証等の配布は詳細が決定次第連絡をします。履修登録後から履修生証受理までは仮受講となります。※授業料は無料です。ただし、教材費等については実費を徴収する場合があります。

《本学での単位互換協定による修得単位の取扱い》 ※入学年度により扱いが異なります。

平成28年度までの入学生：年次履修単位制限(CAP制)の範囲外とし、

- ①同一年度8単位まで履修登録できます。(※)
- ②修得した単位は、教養総合科目として認定されます。

平成29年度以降の入学生：年次履修単位制限(CAP制)の範囲内とし、

- ①同一年度8単位まで履修登録できます。(※)
- ②修得した単位は、全学オープン科目として認定されます。

※「渋谷4大学連携単位互換制度」と「横浜市内大学間単位互換協定」での履修単位を合算します。

【注 意】

- ①本学の科目と単位互換科目との曜日・時限の重複が発生(あるいは通学時間に無理があると判明)した場合は、**本学の科目を優先して登録し**、単位互換科目の履修を辞退しなければなりません。必ず教務課に取消願書を提出してください。※本学シラバスを十分確認し、出願科目との重複が発生しないようご注意ください。
- ②受講科目の定期試験の日程が本学の定期試験と重複した場合は、**他大学の試験が優先され、本学の科目は追試験を受験することになります**ので、教務課に申し出てください。
※令和6年度については定期試験・成績評価方法が変更になる可能性があります。
- ③開講方法(実施形態)が遠隔授業の場合でも他大学と本学の授業を同一時間帯に受講することはできません。

その他、単位互換に関するお知らせはホームページ(在学生・保証人(ご父母等)の方へ → 授業・履修 → 単位互換制度)を通じて行いますので、受講者(受講希望者)は自身で確認してください。

単位互換担当：渋谷キャンパス 教学事務部教務課 <03-5466-0135>